

# 令和7年度 大和市幼稚園利用ガイド

(令和6年9月作成)

無償化のホームページ(様式・記入例など)はこちら



このガイドには、幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)(以下、「幼稚園等」)の幼児教育・保育無償化(以下、「無償化」)に関する手続きや必要な書類などについて記載しています。よく読んで手続きしてください。

## 1 幼稚園の利用について

大和市の幼稚園等は全て民間の施設です。各幼稚園等の特徴・利用条件・実費負担等については、直接、幼稚園等に確認してください。

### (1) 入園の手続き

- ① 幼稚園等の利用を希望する場合は、利用を希望する幼稚園等に事前に連絡して見学を行い、利用条件や実費負担等を確認してください。
- ② 願書は例年10月15日から各幼稚園等で配付されます。利用を希望する幼稚園等から受け取り、幼稚園等が指定する期限までに提出してください。
- ③ 無償化に関する書類は、幼稚園等から受け取り、利用開始前までに幼稚園等を通じて提出してください。

### (2) 預かり保育について

幼稚園等では預かり保育(教育時間の範囲外でお子さんを預かること)を実施しています。利用方法や利用料については、直接、幼稚園等に確認してください。なお、預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、月64時間以上の就労等の理由により大和市から保育の必要性の認定を事前に受ける必要があります。

## 2 無償化の概要について

無償化に関することは子ども・子育て支援法(以下、「法」)に規定され、法に基づいた事務を行っています。

|         |                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無償化の手続き | ・無償化の対象になるためには利用開始前に手続きが必要です。<br>・手続きは、保護者が居住する市町村に対して行う必要があります。<br>・書類は、幼稚園等から受け取り、幼稚園等を通じて提出してください。 |
| ↓       |                                                                                                       |
| 審査の結果   | ・原則、手続きを受け付けた日から30日以内に無償化の認定結果を通知します。<br>ただし、幼稚園等の利用の開始が4月の場合は、事務が集中して審査に時間を要するため、利用開始までに通知します。       |
| ↓       |                                                                                                       |
| 無償化の給付  | ・無償化の金額は、原則、大和市から幼稚園等に給付しますので、保護者から大和市に対する無償化給付の請求手続きはありません。                                          |

### (1) 教育時間の保育料の無償化

無償化の認定を受けた方が、幼稚園等の教育時間の無償化の対象になります。

後述する預かり保育の利用料の無償化・副食費の無償化とは異なり、認定の条件はありません。

※保育料とは別に、実費として徴収される通園バス代や行事費等は、無償化の対象とならずに保護者負担になります。

#### ① 無償化の金額

|              | 新制度幼稚園<br>認定こども園(幼稚園機能部分) | 私学助成幼稚園<br>※⑦、⑧のうちいずれか低い額                          |
|--------------|---------------------------|----------------------------------------------------|
| 1月当たりの無償化の金額 | 保育料は無料                    | ⑦25,700円(上限額)<br>⑧1月当たりの教育時間の保育料+<br>入園料÷入園年度の在園月数 |

#### ② 無償化給付の請求手続き

無償化の金額は大和市から幼稚園等に給付しますので、大和市に対する無償化給付の請求手続きはありませんが、教育時間の保育料を全額支払っている場合は、幼稚園等の指示に従って手続きを行ってください。

## (2) 預かり保育の利用料の無償化

保育の必要性の認定を受けた方が、預かり保育を利用した場合に無償化の対象になります。

※満3歳児は、市民税均等割非課税世帯、生活保護世帯、里親またはファミリーホーム（以下、里親等。）に委託されている場合のいずれか（以下「非課税世帯等」）で、かつ、保育の必要性の認定を受けた方が対象です。

### ① 保育の必要性の認定（ふたり親世帯の場合には、父母ともに保育の必要性があることが必要です。）

| 保護者の状況                                                 | 利用できる期間                                                              |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 自宅内外で月64時間以上働いているとき                                    | 小学校就学前まで                                                             |
| 出産の準備や出産後の休養が必要なとき                                     | 産前6週（多胎の場合は14週、産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、効力発生日）から産後8週を含む月              |
| 病気、負傷、障がい等のため保育が困難なとき                                  | 医師の診断書等で必要と認める期間                                                     |
| 介護や看護を64時間以上しているとき                                     | 医師の診断書等で必要と認める期間                                                     |
| 震災、火災などの復旧にあたっているとき                                    | 復旧状況により必要と認める期間                                                      |
| 大学などに月64時間以上通っているとき                                    | 通学期間                                                                 |
| 仕事を探しているとき                                             | 原則として3か月                                                             |
| 育児休業（育児・介護休業法規定の育児休業に限る。）開始前から預かり保育を利用し、育児休業中も継続利用するとき | 育児休業が終了する日の属する月の月末まで<br>※満3歳児は原則として下の子が1歳になった年度末まで<br>※詳細はお問い合わせください |

### ② 無償化の金額

|               | 3～5歳児                                         | 満3歳児（非課税世帯等） |
|---------------|-----------------------------------------------|--------------|
| （ア）（イ）のうち低い金額 | （ア）450円×1月当たりの預かり保育利用日数<br>（イ）1月当たりの預かり保育の利用料 |              |
| 1月当たりの上限額     | 11,300円                                       | 16,300円      |

### ③ 幼稚園等と無償化対象の認可外保育施設等を併用している場合

原則、教育時間外に利用した認可外保育施設等は無償化の対象外になりますが、預かり保育を実施していない幼稚園等や預かり保育が一定基準未満（1日8時間未満又は年間200日未満）の幼稚園等を利用している場合は、預かり保育と認可外保育施設等の利用分を合わせ、②の範囲で無償化の対象になります。

### ④ 無償化給付の請求手続き

預かり保育の利用料の無償化の金額は大和市から幼稚園等に給付しますので、大和市に対する無償化給付の請求手続きはありませんが、預かり保育の利用料を全額支払っている場合は、幼稚園等の指示に従って手続きを行ってください。併用した認可外保育施設等の利用分が無償化の対象になる幼稚園等に在籍していて、認可外保育施設等を利用した場合、認可外保育施設等の利用料については大和市に対する無償化給付の請求手続き（請求書・認可外保育施設等が交付した領収証・提供証明書の提出）が必要になります。

| 認可外保育施設等の利用月          | 4～6月  | 7～9月   | 10～12月 | 1～3月  |
|-----------------------|-------|--------|--------|-------|
| 請求期日<br>※土日祝日のときは翌開庁日 | 7月25日 | 10月25日 | 1月25日  | 4月25日 |
| 給付予定日                 | 8月末   | 11月末   | 2月末    | 5月末   |

## (3) 副食費の無償化

無償化の認定を受けた方が、①の要件に該当する場合は、おかず等の副食費が無償化の対象になります。

※米・麺・パンなどの主食費は無償化の対象外です。

### ① 無償化の要件（次のいずれかに該当する場合は無償化の対象になります。）

|   |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 保護者（単身赴任等で別居中の方を含む）の市民税所得割額の合算額が77,100円以下の場合<br>※市民税所得割額は、4～8月は前年度、9～3月は当年度で、調整控除以外の税額控除の適用前の額を用います。<br>未申告の場合や国外収入などの確認ができない場合には無償化の適用はできません。<br>※保護者の収入が一定の基準（ひとり親家庭は125万円、ひとり親家庭以外は180万円）未満の場合は、住民票上の住所が同じ祖父母等（住民票上世帯分離している場合や多世帯住宅を含む）の市民税所得割額を合算します。 |
| 2 | 幼稚園等を利用するお子さんが第3子以降の場合<br>※子の数え方は、小学校1～3年生と幼稚園・保育所等を利用する児童を年齢の高い順に第1子と数えます。                                                                                                                                                                               |
| 3 | 生活保護世帯の場合                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4 | 幼稚園等を利用するお子さんが里親等に委託されている場合（措置委託通知書のコピーの提出が必要。）                                                                                                                                                                                                           |

### ② 無償化の金額

|              | 新制度幼稚園<br>認定こども園（幼稚園機能部分） | 私学助成幼稚園<br>※⑦、⑧のうちいずれか低い額  |
|--------------|---------------------------|----------------------------|
| 1月当たりの無償化の金額 | 副食費は実費負担が免除               | ⑦4,800円（上限額）<br>⑧1月当たりの副食費 |

### ③ 無償化給付の請求手続き

無償化の金額は大和市から幼稚園等に給付しますので、大和市に対する無償化給付の請求手続きはありませんが、副食費を全額支払っている場合は、幼稚園等の指示に従って手続きを行ってください。

### 3 無償化の手続きについて

無償化の対象になるためには、保護者が居住する市町村に以下の書類により申請し、無償化の認定を受ける必要があります。幼稚園等の利用開始前に幼稚園等を通じて提出してください。なお、幼稚園等を通じて書類を提出する際は、提出する書類を封筒に入れ、書類が封筒から出ないように封をして提出してください。ご提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をお取りください。

★印の書類は原則、認定開始希望日以前に発行された、発行日から認定開始希望日までの期間が6か月以内のものである必要があります。

#### (1) 全ての方が提出する書類

|   |                                       |                        |   |                    |
|---|---------------------------------------|------------------------|---|--------------------|
| 1 | 子どものための教育・保育給付等認定申請書                  |                        |   |                    |
| 2 | 保護者(申請者)の個人番号(マイナンバー)を確認できる以下のいずれかの書類 |                        |   |                    |
|   | ①                                     | マイナンバーカード(個人番号記載面)のコピー | ③ | 個人番号が記載された住民票の写し★  |
|   | ②                                     | 通知カード(変更がないものに限る)のコピー  | ④ | 住民票記載事項証明書★        |
| 3 | 保護者(申請者)の本人確認ができる以下のいずれかの書類のコピー       |                        |   |                    |
|   | ①                                     | マイナンバーカード(顔写真面)        | ⑤ | 精神障害者保健福祉手帳        |
|   | ②                                     | 運転免許証                  | ⑥ | 療育手帳               |
|   | ③                                     | 運転経歴証明書                | ⑦ | 在留カード              |
|   | ④                                     | 旅券                     | ⑧ | 特別永住者証明書           |
|   | ⑤                                     | 身体障害者手帳                |   |                    |
|   | 上記①～⑤以外の場合は、以下⑥～⑪の2つ以上の書類のコピー         |                        |   |                    |
|   | ⑥                                     | 健康保険証                  | ⑩ | 共済組合員証             |
|   | ⑦                                     | 後期高齢者医療被保険者証           | ⑪ | 私立学校教職員共済制度の加入者証   |
|   | ⑧                                     | 介護保険被保険者証              | ⑫ | 国民年金手帳または基礎年金番号通知書 |
|   | ⑨                                     | 健康保険日雇特例被保険者手帳         | ⑬ | 児童扶養手当証書           |

#### (2) 世帯状況により(1)の書類に加えて提出する書類(下記の状況に該当しない場合は提出の必要はありません。)

| 状況                          | 提出書類                                                                                                                    |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひとり親家庭で児童扶養手当を受給していない場合     | 戸籍謄本(全部事項証明書)★<br>※別居していて離婚協議中の場合は弁護士・裁判所を介して行っていることを確認できる書類★(相手方に離婚の意思が表明されていることが確認できる必要有)<br>※外国籍の場合はひとり親の事実を確認できる書類★ |
| 令和5年中又は令和6年中に国外に居住していた場合    | 国内収入と国外収入を勤務先が証明した書類★<br>※国外収入が無かった場合は収入が無かった旨の申立書★                                                                     |
| 保育の必要性があり、預かり保育無償化認定を希望する場合 | 保護者の保育の必要性を証明する書類((3)の書類のいずれか)<br>※ふたり親家庭の場合は保護者それぞれの書類が必要です。                                                           |

#### (3) 保育の必要性を証明する書類(注:書類は、幼稚園等や大和市のホームページから大和市の様式を入手してください。)

| 保育を必要とする状況 |                                                                                                                                             | 提出書類                                                                                                                                                                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就 労        | 1ヶ月の実労働時間が64時間以上                                                                                                                            | 就労証明書★<br>※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届(e-Tax)の場合は受信通知及び申請データ・登記事項証明書・登記簿の謄本/抄本・確定申告書(直近年度分)・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写しを添付<br>※証明日より就労開始(予定)日が後の日付の場合には就労内定状態となり、就労開始日以降の証明日の就労証明書提出が必要<br>※内職の方は直近3か月分の給与明細のコピーを添付 |
| 内 職        | 月3万円以上                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                              |
| 出 産        | 産前6週目(多胎の場合は14週目)の日(産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、効力発生日)が属する月から、産後8週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間<br>※出産予定日で認定するため、実際の出産日より認定期間が前後する場合があります。 | 親子健康手帳(母子健康手帳)の表紙と分娩予定日が分かるページのコピー<br>※多胎の場合は、複数冊分の写しが必要。多胎児を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書★も必要                                                                                                    |
| 疾病・傷病      | 1ヶ月以上の入院、常時仰臥・精神性の疾病、その他療養が必要な場合                                                                                                            | 医師の診断書★<br>※自宅での保育が困難であり、保育所等での保育の必要性の記載があるもの                                                                                                                                                                |
| 心身障がい      | 身体障害者手帳 1～4級、精神障害者手帳 1～3級、療育手帳 A・B1・B2                                                                                                      | 各手帳のコピー                                                                                                                                                                                                      |
| 介護・看護      | 同居の家族などを月64時間以上介護・看護しているため保育にあたれない場合                                                                                                        | 介護または付き添いに関する申立書★及び介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書★など                                                                                                                                                              |
| 災 害        | 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合                                                                                                            | 災害復旧に従事していることが分かる書類★                                                                                                                                                                                         |
| 求 職        | 仕事を探すことのために専念するため、外出することが常態となっている場合                                                                                                         | 求職活動に関する申立書★                                                                                                                                                                                                 |
| 就 学        | 月64時間以上の就学(就学先は、原則として学校教育法や職業訓練開発促進法で定めるもの等)                                                                                                | 在学証明書★及び認定開始希望日以降の時間割が分かる書類                                                                                                                                                                                  |

## 4 Q&A

### Q1 無償化の対象年齢は？

令和7年度の無償化の対象（満3歳児は生年月日の前日以降が対象）は次のとおりです。

| クラス  | 生年月日                                |
|------|-------------------------------------|
| 満3歳児 | 令和 4年(2022年)4月2日 ~ 令和 5年(2023年)4月1日 |
| 3歳児  | 令和 3年(2021年)4月2日 ~ 令和 4年(2022年)4月1日 |
| 4歳児  | 令和 2年(2020年)4月2日 ~ 令和 3年(2021年)4月1日 |
| 5歳児  | 平成31年(2019年)4月2日 ~ 令和 2年(2020年)4月1日 |

### Q2 認定こども園の幼稚園機能部分と保育所機能部分の違いはなんですか？

認定こども園の幼稚園機能部分と保育所機能部分の違いは大きく次のとおりです。保育所機能部分への入園をご希望の場合、当ガイド記載の手続とは異なる手続が別途必要となります。詳細はお問い合わせください。

|            | 幼稚園機能部分                                                    | 保育所機能部分                      |
|------------|------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 施設を利用できる時間 | 教育標準時間(4時間)<br>※預かり保育を実施している場合、教育標準時間外も利用可能です。(利用料が発生します。) | 保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)のいずれか |
| 入園(入所)申込先  | 認定こども園                                                     | 大和市<br>※保育の必要性の認定必須          |

### Q3 引っ越し、退園、転職や退職など、申請内容に変更が生じたときはどうすればいいですか？

市外転出や退園の際は認定取消届、市内転居や家族構成変更の際は認定変更申請書など、前月20日までに書類提出が必要です。詳細は、認定通知書同封案内の「転居・退職など申請した内容に変更が生じた場合の手続きについて」をご確認いただくか、お問い合わせください。  
変更手続きが行われておらず認定要件を満たさなくなったことが分かった場合には、幼稚園等への料金の追加支払いや大和市への給付費の返金が生じる場合がありますのでご注意ください。

### Q4 保育の必要性の認定を受けた場合、認定を受けた事由以外の利用は無償化の対象になりますか？

認定を受けた事由による利用が原則です。

### Q5 入園後に保育の必要性が生じた場合、預かり保育の利用料の無償化を申請できますか？

申請できます。預かり保育の利用料の無償化を希望する月の前月20日までに申請してください。

### Q6 月の途中に大和市に転入する場合や大和市外に転出する場合の手続はどうなるのでしょうか？

まずは、お住まいの市町村にご相談ください。

### Q7 幼稚園等が休みの期間に認可保育所を利用することは可能ですか？

幼稚園等に在籍している期間に認可保育所に在籍することはできません。なお、幼稚園等に在籍している期間に認可外保育施設や一時預かり事業を利用することは可能です。詳しくはお問い合わせください。

### Q8 預かり保育と認可外保育施設等を併用した時、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となる幼稚園はどこですか？

預かり保育が一定基準未満であるかなど、幼稚園の運営状況により年度ごとに異なります。毎年3月頃に決定しますので、「大和市内幼稚園一覧」をご確認いただくか、お問い合わせください。

### Q9 幼稚園入園時点で下の子の育児休業を取得中ですが、預かり保育の利用料の無償化を受けられますか？

下記の①～②の条件を全て満たす場合、認定を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

①保育所・地域型保育事業・企業主導型保育事業を利用しており、当該年度の3月に卒園する。

②保育所・地域型保育事業・企業主導型保育事業卒園直後の保育所・認定こども園(保育所機能部分)・企業主導型保育事業の4月入所申し込みをして大和市で教育・保育給付2号認定または3号認定を受けている。または、保育所・地域型保育事業・企業主導型保育事業卒園直後に幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)・特別支援学校の預かり保育の利用料の無償化認定を希望する。

### Q10 満3歳児クラス利用時に保育の必要性がありながら非課税世帯等に該当せず、預かり保育の利用料の無償化を受けられませんでした。同じ幼稚園で3歳児クラスになる時点で育児休業中ですが、預かり保育の利用料の無償化を受けられますか？

幼稚園の利用開始時点で保育の必要性があり、かつ、育児休業中でないことの確認ができる場合には預かり保育の利用料の無償化を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### ○問合せ先○

大和市役所 はいく課 給付審査係

電 話 : 046(260)5640

住 所 : 〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階

受 付 : 祝日を除く月曜日から金曜日 8:30~12:00、13:00~17:00